

防府市農地台帳点検等実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この規定は、防府市農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令代 79 号）に定めるもののほか、その記録内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

（点検等の対象となる事項）

第 2 条 農地台帳の点検等は、「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について」（平成 26 年 7 月 2 日付け 26 会議所発 346 号全国農業会議所会長通知）1 の（1）及び（2）に示された記録事項について、本委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

（定期的な点検等の実施等）

第 3 条 本委員会は、毎年 1 回以上農地台帳の点検等を実施するものとする。

- 2 前項の点検等は、把握した情報に基づき実施するものとする。
- 3 農地台帳の記載事項のうち、情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。
- 4 農地台帳の記録のうち、農地法第 30 条に基づく農地の利用状況調査、農地法第 32 条及び第 33 条に基づく利用意向調査、遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

（随時補正の実施）

第 4 条 前条による点検等のほか、農業委員会の日常的な事務処理や

農業委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

（住民基本台帳等のデータとの照合）

第5条 前条による点検等のほか、農地台帳の記載事項のうち世帯及び農地等所有者の状況については、毎年1回以上、住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合を行い、その結果を反映するものとする。

（点検等の実施管理）

第6条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長を充てるものとする。

（記載内容の公表等）

第7条 農地台帳の公表は、農地法第52条の3に基づき「インターネットによる公表」、「農業委員会による窓口公表等」により実施する。

（インターネットによる公表）

第8条 農地台帳及び農地に関する地図におけるインターネットの公表は、農地情報公開システムにおいて実施する。農業委員会は全国農業会議所により定められた時期において、農地台帳のインターネットで公表する記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供する。

（窓口での公表等）

第9条 農地台帳の窓口での公表等は、これらの情報の提供を希望する者（以下「請求者」という。）からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の一部を記載した書面（農地台帳記録事項要約書）を交付することにより実施する。

（農地台帳記録事項要約書の交付）

第10条 請求者は、次に掲げる事項を内容とする情報（以下「請求情報」という。）を提供しなければならない。

(1) 請求人の氏名又は名称、住所

- (2) 請求する農地の所在・地番
- (3) 請求人の連絡先
- (4) 農地台帳情報の使用目的
- (5) 請求に係る書面の通数

(請求の方法等)

第11条 請求者は、別記第1号様式により請求情報を記載した書面（以下「請求書」という。）を農業委員会に提出する方法によりしなければならない。

(農地台帳記録事項要約書の作成)

第12条 農地台帳記録事項要約書は、別記第2号様式により作成するものとする。

(手数料の徴収)

第13条 農地台帳記録事項要約書を交付する際は、請求者から手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料の額は、防府市手数料条例にて定めるものとする。

(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第14条 農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該事項適切な管理のために必要な条件を付することとし、機構への情報提供の方法等については、機構と協議して定めることとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。

(別記第1号様式)

農地台帳

記録事項要約書交付

請求書

(宛先)防府市農業委員会

年 月 日

※太線のなかに記載してください。

窓口に来られた人 (請求人)	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	連 絡 先	
	使 用 目 的	
請求する農地の所在・地番		請求枚数
交付枚数	手数料	受付・交付年月日

(別記第 2 号様式)

農地台帳記録事項要約書

年 月 日
防府市農業委員会

所 在 ・ 地 番			
地 目			
面 積			
地 域 区 分	農 振 法		
	都 市 計 画 法		
	生 産 緑 地 法		
所 有 者	農 地 に 関 す る 意 向		
耕作者(賃借者)	整 理 番 号		
	賃借権等権利設定の内容	権 利 の 種 類	
		存続期間	
農 地 中 間 管 理	中 間 管 理 権		
遊休農地関係 (利用状況調査等)	遊 休 農 地 か ど う か		
	利 用 状 況 調 査 日		
	所有者等の確知の状況		
	所有者等を確知できない旨の公示を行った日		
遊休農地関係 (利用意向調査等)	遊休農地の所有者等の意向		
	利 用 意 向 調 査 日		
	農地中間管理機構との協議の勧告日		
	農地中間管理機構を設定すべき旨の知事裁定日		
遊休農地関係 (周辺地域への支障の除去等の措置)	措 置 命 令 日		
	所有者等を確知できない場合に市町村長が措置を行う旨の公示を行った日		